

ふくおかのふくし 157号

May.2016

Welfare of Fukuoka



今号の内容

- 特集 平成28年熊本地震
～一日も早い被災地復興に向けて～ p 1
- あなたの“学びたい”を応援しています（本会研修紹介） p 4
- 平成28年度 福岡県社会福祉協議会 事業計画 p 5
- 赤い羽根共同募金 平成27年度実績額 p 8
- ふくふくInfo p 9

平成28年熊本地震
益城町災害ボランティアセンター
(1～3頁掲載)

じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金

この広報誌は、一部共同募金の
配分金を受けて発行しています。

特集

平成28年熊本地震

～一日も早い被災地復興に向けて～

平成28年4月14日21時26分頃、熊本県熊本地方を震源とするマグニチュード6.5の地震

(前震)が発生し、さらに、その28時間後の4月16日1時25分には、同じく熊本地方を震源とするマグニチュード7.3の地震(本震)が発生しました。

こうした中、被災地では、全国の社協役職員やボランティア、様々な支援団体などによる、一日も早い復興に向けた活動が進められています。

本号特集では平成28年熊本地震の被災地の現状と災害ボランティアセンターの取組を通して、今後求められる支援について考えます。

被災地の現状

～災害ボランティアセンターの取組から～

前震、本震発生以降も地震活動は続き、震度1以上の地震は千五百回以上に上っています。

また、住宅被害については、

消防庁の発表によると、5月6日現在、熊本県内において全壊・半壊5964棟、一部破損が約2万1千棟あり、多くの方が避難所などで避難生活を余儀なくされています。なお、調査はまだ途中で、今後さらに増える可能性もあります。

このような中、地震発生後、熊本県に16カ所、大分県に1カ所の災害ボランティアセンター

が設置され、被災された方からのニーズを把握し、ニーズに即した支援とボランティアをつなぐ活動を行っています。

各地の災害ボランティアセンターは、「九州ブロック社会福祉協議会災害時相互応援協定」に基づき、九州各県・指定都市から社協職員が派遣され、加えて、全国の社協や団体から支援が入り、地元社協と協働して運営されています。

本会は、4月21日から益城町災害ボランティアセンターに職員を派遣し、災害ボランティア



益城町災害ボランティアセンターの受付に並ぶボランティアの様子

センターの運営支援を行いました。その後、4月28日からは、本会職員を熊本県災害ボランティアセンターへ、福岡県内の市町村(政令市を除く)社協職員を益城町災害ボランティアセンターへ派遣し、現在も運営を支援しています。北九州市・福岡市社協は、熊本市災害ボランティアセンターへ職員を継続して派遣しています。

益城町災害ボランティアセンターでは、地震発生の2週間後にはゴールデンウィークに入ったこともあり、たくさんのボラ



倒壊した家屋の様子

ンティアが駆けつけ、多い日には一日700名を超える方が避難所の運営支援や居宅内及び周辺の片づけ等を中心とした活動を行いました。

今後は、避難所支援や個人宅の片づけなどが本格化していくうえ、仮設住宅への移転の時期や、仮設住宅での生活に際しての支援など、依頼内容は、多岐にわたり、また、変化しながら長期的に続くことが想定され、今後も多くのボランティアが必要と考えられます。

各地の災害ボランティアセンターは、地元社協が中心となつて運営をしています。当然のことながら、災害ボランティアセンター業務だけでなく、社協の通常業務も行わなければなりません。

特に、今後は、住宅の片づけや避難所での支援に加え、仮設住宅で生活する方々への支援として、「安心して生活できる地域コミュニティづくり」や「ひとり暮らし高齢者・障害者等に対する支援」など、社協本来の役割についても、災害ボランティアセンターとしての役割と同時にとても重要になってきます。

しかし、地元社協役職員の皆さんも被災されており、当初は車中泊をしながら災害ボランティアセンターの運営をされている職員も数多く見受けられました。

そのため、被災された方一人ひとりに寄り添った支援はもち

ろんのこと、地元社協にも寄り添い、息の長い支援の体制づくりが求められます。

本会では、一日も早い復興につながるよう、被災地に寄り添った支援に向け、市町村社協等と連携して引き続き協力してまいります。



緊急小口資金 特例貸付について

厚生労働省は、今般の災害で被災された方に対し、生活福祉資金による緊急小口資金貸付制度の特例措置を適用しました。

これに伴い、全国社会福祉協議会から熊本県内での貸付業務支援職員の派遣要請があり、福岡県社協からは5月27日まで6名の職員を派遣し、熊本市の特設受付会場（熊本市立図書館）で被災者と直接面談し貸付業務を行いました。

なお、今般の災害では、自宅に戻ることができずに県外に避難されている方も多くおられます。福岡県内に避難された世帯に対しては、県内の市町村社会福祉協議会において借入申込の受付を行っています。

【制度のご案内は3頁】

平成28年熊本地震による被災世帯の皆様へ 生活福祉資金貸付(福祉資金〔緊急小口資金〕)のご案内

○ 貸付対象者

災害救助法の適用となった地域(熊本県内全市町村)で被災し、福岡県内に避難された世帯で、今後、福岡県に1カ月以上居住し、継続的に連絡がとれることが見込まれる方

○ 貸付金額

原則として10万円以内。ただし、次に掲げる特に必要と認められる場合は20万円以内。

- (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき
- (3) 世帯員が4人以上いるとき
- (4) 重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯等で特に県社協会長が認めるとき

○ 貸付方法

据置期間 貸付の日から12カ月以内 償還期限 据置期間経過後2年以内

○ 借入申込みの必要書類等

- (1) 本人確認及び被災地に住所を有していることが確認できるもの
- (2) 避難先の所在地が確認できる書類
- (3) 預貯金通帳
- (4) 印鑑(拇印でも可) ※必要な書類等については、窓口で相談に応じます。

■ 問い合わせ先・申込先

避難先の最寄りの市町村社会福祉協議会

平成28年熊本地震に伴う災害義援金の募集について

◆平成28年熊本地震義援金

●実施主体 社会福祉法人熊本県共同募金会

●受付期間 平成28年4月15日(金)から平成28年6月30日(木)まで

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
肥後銀行	水道町支店	(普) 1281400	社会福祉法人熊本県共同募金会
熊本銀行	花畑支店	(普) 0025449	
ゆうちょ銀行		00950-2-174321	熊本県共同募金会熊本地震義援金

※肥後銀行及び熊本銀行については、全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会加盟の窓口で、振込手数料が無料扱いとなります。備考欄に「熊本地震義援金」とご記入ください。

※ゆうちょ銀行については、全国のゆうちょ銀行の窓口で、振込手数料が無料扱いとなります。

◆平成28年4月地震大分県被災者義援金

●実施主体 社会福祉法人大分県共同募金会

●受付期間 平成28年4月22日(金)から平成28年6月30日(木)まで

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
大分銀行	ソーリン支店	(普) 732631	社会福祉法人大分県共同募金会
ゆうちょ銀行		00950-1-308896	大分県共同募金会熊本地震大分県義援金

※大分銀行については、大分銀行の本・支店の窓口で、振込手数料が無料扱いとなります。

※ゆうちょ銀行については、全国のゆうちょ銀行の窓口で、振込手数料が無料扱いとなります。

福岡県社会福祉協議会 では あなたの **学びたい** を **応援** しています

福岡県社会福祉協議会では、社会福祉施設等に従事されている方々の資質向上を目的に研修会を開催します。

1 福祉の現場の皆さんを応援！ 「社会福祉施設役職員研修」

(1) 階層別研修

指導者				管理者
新任	中堅			
【参加対象】 経験年数：2年未満	【参加対象】 経験年数： 2年以上5年未満	【参加対象】 経験年数： 5年以上10年未満	【参加対象】 経験年数： 10年以上	【参加対象】 理事長及び法人運営に 携わる役職員等 また、将来管理者の役 割を担うことが想定さ れる指導的立場の職員
新任研修（5月）	基礎研修（7月）	職場内指導者養成研修 （6月）	労務管理研修（8月）	
	チームリーダーキャリアアップ研修課程（10月）		管理者キャリアアップ研修課程（9月）	
	目標設定・管理研修（1月）		コーチング研修 （10～11月）	社会福祉法人監事研修 （2月）※監事対象
		ストレスマネジメント研修 （1月）	リスクマネジメント研修 （10～12月）	
			ストレスチェック研修 （6月）	

(2) 専門研修

【児童関係施設】

研修名	開催時期
児童福祉施設職員研修	9月

【障害者関係施設】

研修名	開催時期
障害児者施設職員研修	1月

【高齢者関係施設】

研修名	開催時期
訪問介護適正実施研修	6月
課題整理総括表を活用したケアプラン研修	9月
老人福祉施設職員研修	10月

(3) テーマ別研修

研修名	開催時期
処遇記録研修(高齢者分野)	8月
処遇記録研修(通所介護事業所)	10月
処遇記録研修(障害者分野)	2月
会計担当者研修(初任者)	7月
会計担当者研修(実践者)	8月

研修名	開催時期
広報担当者研修(基本編)	9月
広報担当者研修(ホームページ活用編)	11月
感染症予防研修(夏期・冬期)	6月・11月

2 資格取得を目指す皆さんを応援！ 「資格取得研修」

研修名	開催時期
認知症介護研修	
1 認知症介護基礎研修(1日間)	10月
2 認知症介護実践者研修(6日間)	5～6月 7～8月 11～12月
3 認知症対応型サービス事業管理者 研修(2日間)	1回目 8月 2回目 2月
4 認知症対応型サービス事業開設者 研修(2日間)	1回目 8月 2回目 2月
5 小規模多機能型サービス等計画作成担 当者研修	1回目 8月 2回目 2月
6 認知症介護実践リーダー研修 (10日間)	9～11月
7 実践リーダーフォローアップ研修	9月

研修名	開催時期
高齢者権利擁護等推進研修	
1 推進員養成研修(3日間)	7～9月 9～11月
2 看護職員研修(3日間)	10～12月
介護支援専門員研修	
1 介護支援専門員実務研修(16日間)	1～5月
2 介護支援専門員専門・更新研修 (専門Ⅰ・更新前期)(8日間)	6～8月
3 介護支援専門員専門・更新研修 (専門Ⅱ・更新後期)(5日間)	10～12月
4 介護支援専門員更新研修 (実務未経験者・再研修)(7日間)	8～10月
5 介護支援専門員更新研修主任更新研 修(8日間)	1～3月

◆申込方法◆ 各研修開催日の2ヵ月前を目途に受講対象施設・事業所に案内しますので、指定様式でお申込みください。なお、研修名・内容・日程等は変更の可能性もありますので、随時研修課のホームページ(下記参照)でご確認ください。

ホームページアドレス <http://www.fsw.or.jp/kenshu>

※上記へ直接アクセスいただくか、検索サイト(ヤフー、グーグル等)で「福岡県社協 研修課」と検索してください。

研修に関する問い合わせ先 研修課(直通) TEL 092-584-3401(月曜日 休館)

平成28年度 福岡県社協事業計画

本年度の方針

近年、経済的困窮や社会的孤立等の社会問題が深刻化する中、地域における「つながり」、「絆」の大切さが見直され、その再構築に向けて、官民一体となった取組が求められている。

一方、国では、社会保障と税の一体改革をはじめ、社会福祉法人制度改革、地方分権改革、規制改革など、社会・経済全般にわたる改革が進められるとともに、少子高齢化に対応して子育てや介護に関する施策の充実が図られている。

これらを踏まえ、本会では、市区町村社会福祉協議会との連携を強化し、誰もが社会と関わりを持ちながら安心して暮らすことのできる元気な地域づくりを推進するなど、地域福祉活動の充実に努める。

特に、本年は、社会福祉法人制度改革への適切な対応や社会福祉法人の地域における公益的な取組等について、市区町村社会福祉協議会及び社会福祉法人・施設、

関係機関・団体と連携し、その推進に努める。

また、各社会福祉施設種別協議会との連携のもと、福祉・介護分野の慢性的な人材不足を解消し、福祉サービスの質を高めるため、福祉・介護分野への就業促進・潜在マンパワーの再就職支援・人材定着並びに従事者の資質向上の取組強化に努める。

さらに、これまでの被災地支援活動の経験を活かし、日頃から関係機関・団体と協働して地域の防災力の向上に努める。

現在、県委託事業のほとんどが企画提案公募方式に切り替わり、国・県補助事業についても大幅な見直しが行われるなど、本会を取り巻く環境が年々厳しさを増している中、組織運営の合理化を進め、地域福祉ニーズを的確に把握しながら、これまでの実績や関係機関・団体等とのネットワークを活用し、県民福祉の向上のために先駆的な取組や事業の一層の充実に努める。

重点的に取り組む事項

1 共助社会を実現するための地域福祉の推進

(1) 市区町村社会福祉協議会との連携・支援

市区町村社会福祉協議会の役職員を対象とした階層別研修会を実施する。

また、社会福祉法人制度改革への対応、昨年度施行された生活困窮者自立支援法、介護保険制度の地域支援事業の見直し等地域福祉関連施策の状況等、情報収集・提供に努めるとともに、市区町村社会福祉協議会が中核となり、社会福祉法人・施設の関係者と連携・協働し、地域における公益的な取組を実施することを目的とした共助社会づくりモデル指定事業等を通して、役職員の資質向上と地域福祉活動の更なる充実強化に努める。

(2) ボランティア活動の振興と福祉教育の推進

市区町村社会福祉協議会をはじめとする関係機関・団体に

対し、情報提供や活動支援を行い、ボランティア活動の振興を図る。

特に昨年度から本会が実施している「ふくおか”きずな”フェスティバル」やボランティア団体への活動助成等、ボランティア活動支援のより一層の充実を図る。

さらに、昨年度作成した福祉教育プログラム集と併せて、福祉教育教材「ともに生きる」の積極的な活用を推進する。



ふくおか“きずな”フェスティバルの様子

(3) 地域における災害時の取組の強化

関係機関・団体との一層の連携強化を図るとともに、市区町

村社会福祉協議会における災害ボランティアセンター運営体制の整備を支援し、迅速かつ丁寧な被災者支援を果たしていく運営者を養成する研修会を実施する。

(4) 元氣な地域づくりの推進

各地域の特性を活かして取り組まれている住民主体の活動を一層推進し、人と人、人と地域のつながりや絆をさらに深め、地域住民や関係機関・団体の協働による誰もが安心して暮らせる元氣な地域づくりを全県域に普及していくため、地域づくりセミナーや支え合いマップインストラクターのための研修会を開催する。

(5) 民生委員児童委員活動の支援

県民生委員児童委員協議会との連携を強化し、地域福祉活動推進の担い手としての民生委員児童委員の活動を支援する。

また、民生委員制度は、平成29年5月にその源である済世顧問制度が創設されてから100周年を迎える。これを機に

全国段階で実施される事業に県民児協と協働して取り組むとともに、本県においても、県民児協に設置される民生委員制度創設100周年記念事業企画検討委員会を中心に企画される、本県独自の記念事業の実施に協力する。

2 社会福祉法人・施設の経営支援に関する取組

社会福祉法人制度改革、介護保険制度や障害者福祉、子ども・子育て支援、社会的養護の充実、防災対策など社会福祉法人・施設の経営に影響を及ぼす情報の収集・提供に努めるとともに、社会福祉法人の地域における公益的な取組への支援など時宜に適した研修会を実施し、各社会福祉施設を支援する。

3 生活福祉資金貸付制度の適正な運営

(1) 資金貸付の適正化

貸付申請内容の調査を徹底し、生活福祉資金貸付制度の適

正な運営に努める。

また、生活困窮者自立支援制度による相談支援と密接な連携を図り、両制度がより効果的、効率的に機能するよう努める。

(2) 債権管理の強化

滞納世帯に対する督促、市区町村社会福祉協議会への呼び出しを行うとともに、本年度は特に自宅訪問を強化し、滞納債権の回収に努める。

さらに、悪質な滞納者に対しては法的手続（支払督促）を行い、債権管理を強化する。

4 福祉・介護分野への就業促進とサービスの質の向上のための取組

(1) 福祉・介護人材確保、定着のための事業の充実

慢性的な人材不足の解消を目的に、福祉のしごと就職フェアや人材情報システムを活用した無料職業紹介事業、ハローワークでの出張相談等に積極的に取り組む。

また、福祉の資格取得を志す養成施設の学生に対する介護

福祉士等修学資金貸付事業の広報・啓発に努め、福祉・介護人材の確保、定着を促進する。さらに、社会福祉従事者のための福利厚生事業の推進・拡充に積極的に取り組む。



福祉のしごと就職フェアの様子

(2) 社会福祉従事者に対する研修等の充実

福祉サービスの質の向上に資するとともに福祉従事者の定着を促進するため、県委託研修事業をはじめとする福祉従事者を対象とした各種人材養成研修の充実に努める。

5 こども・子育て支援関係貸付事業の適正な運営

児童養護施設退所者等で、安定した生活基盤の確保が困難な者などに対する自立支援資金の貸付事業や高等職業訓練促進給付金を活用して就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親の自立を促進するための資金貸付事業の適正な運営に努める。

6 福祉サービス利用者の利益の保護に関する取組

(1) 日常生活自立支援事業の充実

判断能力が不十分な福祉サービス利用者の利益保護を目的とする本事業について、全市町村での取組を目指して、事業実施体制の機能の拡充を図るとともに、業務支援システムを本格的に運用し、業務の効率化を図る。

(2) 福祉サービス苦情解決事業の充実

福祉サービスに関する苦情

解決を図ることを目的として本会に設置されている運営適正化委員会の適正な運営に努める。

(3) 福祉サービス第三者評価事業の推進

福祉サービスの選択に有効な情報を利用者に提供するとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことを目的とした第三者評価事業の推進に努める。

(4) 地域密着型サービス外部評価事業の実施

認知症対応型共同生活介護の外部評価実施機関として、事業者のサービスの質の向上を目的とする外部評価事業の円滑な実施に努める。

7 高齢者の生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりを進める事業の推進

(1) 第16回福岡県ねんりんスポーツ・文化祭の開催

これまでの成果を十分に踏まえ、市区町村、市区町村社会

福祉協議会、老人クラブをはじめ、関係機関・団体と一層の協働を図り、筑後地域を主会場として福岡県ねんりんスポーツ・文化祭を開催する。



第15回福岡県ねんりんスポーツ・文化祭
(絵手紙コーナー)

(2) 第29回全国健康福祉祭ながさき大会(ねんりんピック長崎2016)への選手派遣
「第29回全国健康福祉祭ながさき大会(ねんりんピック長崎2016)」に多数の選手を派遣する。

8 認知症についての正しい理解と見守りの推進

急増する認知症について県

民が正しく理解し、認知症の方々が地域の中で安心して暮らせるよう、「認知症について考えるつどい」を開催するとともに、認知症疑似体験や介護講座を通して、正しい介護方法や接し方・見守り方などの普及・啓発に取り組む。

さらに、地域で見守る「認知症サポーター」の拡充を図るため、認知症サポーター養成研修やその講師(キャラバンメイ

9 広報活動の充実

本会広報誌「ふくおかのふくし」については、社会問題・地域課題の多様化を踏まえ、単なる情報提供にとどまらない積極的な課題提起を含めた誌面づくりに努める。

また、地域福祉推進のための「社協通信」、障害者福祉推進のための「障害者福祉情報」、本会ホームページ「ふくふくネット」の内容充実に努める。

赤い羽根共同募金 平成27年度実績額

7億4,910万1,817円 (前年比 98.8%)

皆様の温かいご支援・ご協力ありがとうございました。



福岡県では、県民の皆様から寄せられた貴重な浄財は、その約75%が地域の身近な福祉活動に使われています。また、約3%は大規模災害に備え、毎年積み立てています。

共同募金は、地域の支えあいの活動から災害時の支援まで、「じぶんの町を良くする」ための福祉活動に幅広く役立てられています。

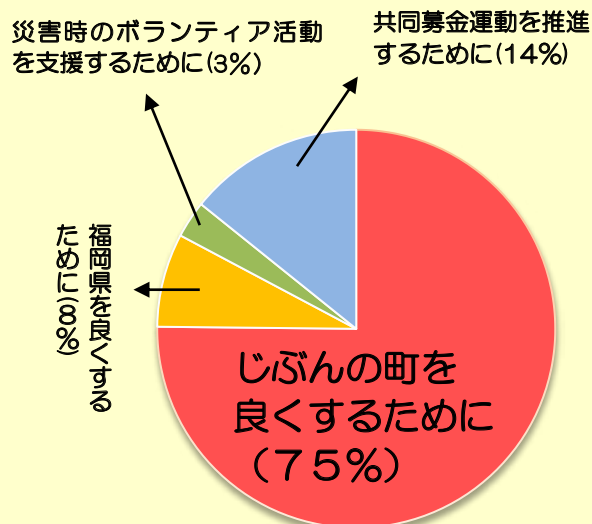


いきいき「サロン教室」



災害時のボランティア活動支援

共同募金の使いみち



赤い羽根共同募金運動は、今年で70年を迎えます。

昭和22年に始まった共同募金運動は、今年で70回目を迎えます。長年にわたりご協力いただいた寄付者の皆様、ボランティアの皆様にお礼申し上げます。

より良い地域づくりのために、一人でも多くの方々に寄付やボランティアを通じて共同募金運動に参加していただけるよう取り組んでまいります。

※上記ロゴマークは、来年70周年を迎える赤い羽根共同募金運動をアピールするために作成されました。今年から2年間活用していきます。

県内94番目、新たな寄付つき商品が誕生!! (福岡市支会)

福岡県共同募金会では、企業等と協働して、商品の売上の一部が共同募金に寄付される寄付つき商品「募金百貨店プロジェクト」に取り組んでいます。これまでに93社の企業等にご協力いただいております、この度94番目となる新たな商品が誕生しました。

福岡市早良区にある「パン シャルマン」では、「来店された地域の方たちと気軽な会話を楽しみ、笑顔で帰ってもらえるようなサービスを提供していきたい。寄付を通して地域の方たちの役に立ちたい。」という代表の古賀聖望(こが まさみ)様の思いから『地域の福祉にお役立ち♥ふんわり食パン』が誕生しました。この寄付つき商品は、お客様が“ふんわり食パン”を1斤購入すると、3円が共同募金会福岡市支会に寄付されます。「パン シャルマン」の皆様、ありがとうございます。



【問い合わせ先】 福岡県共同募金会 ☎ 092-584-3388

ゴールドマン・サックス証券株式会社様から児童福祉施設へ 野球観戦チケットをご寄贈いただきました

ゴールドマン・サックス証券株式会社様には、平成 18 年度から毎年、県内の児童福祉施設に対して、福岡ヤフオク！ドームでの野球観戦チケットを寄贈していただいています。

平成 26 年度からは、福岡ヤフオク！ドームのスーパーボックスにご招待いただいております、今年も 1 室（年間）ご招待いただくこととなりました。滅多にできない経験を子どもたちも大変楽しみにしています。

素晴らしい機会を与えていただきましたゴールドマン・サックス証券株式会社様、ありがとうございます！

母子生活支援施設の子どもたちへ図書券や文房具を寄贈 ～福岡トヨペット株式会社様の両思いプロジェクト～

平成 28 年 4 月 15 日（金）、クローバープラザ（春日市）で、福岡トヨペット株式会社 代表取締役社長 中尾 潤一 様（写真中央）から福岡県母子生活支援施設協議会 会長 渡辺 英秋 様（写真左）へ、子どもたちの健やかな成長を願って、図書券と文房具を寄贈いただきました。

福岡トヨペット株式会社では、平成 25 年 4 月から地域の方々と触れ合う場を持つことを目的とした「両思いプロジェクト」を始められ、その一環として店頭募金の「両思い募金」に取り組まれています。

この取組での寄付金 670、610 円と同社の基金を合わせて 70 万円分の寄贈をいただき、関係者一同大変感謝しております。

今回寄贈いただいた図書券や文房具は、県内 11 か所の母子生活支援施設に届けられました。

福岡トヨペット株式会社様、ありがとうございます。



福岡トヨペット株式会社オリジナルキャラクターの「トヨピー」も駆けつけました

助けてほしい人がいます。「ヘルプカード」を見たら手助けを！！

障害のある方、認知症のある方、妊娠している方などの中には、手助けが必要であっても「外見では不自由や障害に気づかれにくい人」、「コミュニケーションがうまくできずに、なかなか伝えられない人」がいます。このため、福岡県では、このような方々が身につけておくことで、周囲の人が困っていることにすぐ気づくことができるよう、「ヘルプカード」をつくりました。

この「ヘルプカード」には、その方が手伝って欲しいことが書かれています。街でヘルプカードを身に付けた人が困っているように感じたら、ぜひ手助けをお願いします。

利用対象： 障害のある方、認知症のある方、難病の方、妊娠している方など、周囲のお手伝いが必要な方なら、どなたでも利用可能です。

入 手 先： 県障害者福祉課、各保健福祉（環境）事務所、市町村の福祉担当課、障害福祉相談支援事業所などで入手可能です。また、県のホームページからデータをダウンロードして、自由に印刷することもできます。

表



裏



介護講座・体験講座・福祉用具展示室のご案内

福岡県介護実習・普及センター（福岡県社会福祉協議会 介護実習課）では、福岡県から委託を受けて「一般県民向け介護講座」や「高齢者疑似体験」、「福祉用具の展示」を行っています。

一般県民向け「介護講座」

【期 間】平成28年6月から平成29年2月まで

【受 講 料】無料

【場 所】クローバープラザ 東棟4階 介護実習室

【開催講座】介護予防講座、介護入門講座、テーマ別介護講座、福祉用具・住宅改修講座、認知症介護講座

【申込方法】パンフレット「介護講座のご案内」の受講申込書に必要事項を記入し、下記事務局あてFAXが郵送でお申し込みください。

（パンフレットは福岡県社協ホームページ <http://www.fsw.or.jp> からダウンロードできます。）



体験講座のご案内

高齢者疑似体験は、高齢者疑似体験セットを身に付け、高齢者の心身状態を疑似的に体験します。

認知症疑似体験は、認知症疑似体験のために作成されたDVD等により認知症の人の行動や心理を疑似的に体験します。

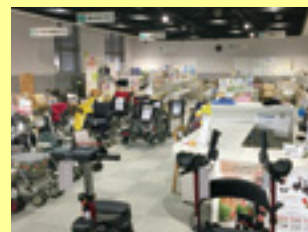
車いす体験は、車いすを使って、介助する側、される側を体験します。

認知症サポーター養成講座は、認知症の人や家族を地域で支える認知症サポーターを養成します。（オレンジリングの配布があります）



福祉用具展示室

高齢者の自立を助け、介護者の負担を軽減する福祉用具を770点展示しており、**実際に見て、触れて、試す**ことができます。



【問い合わせ先】福岡県介護実習・普及センター（福岡県社会福祉協議会 県民サービス部介護実習課）
TEL 092-584-3351 FAX 092-584-3354

よりよいサービスの向上を目指して、第三者評価の活用を

平成28年1～3月に福祉サービス第三者評価を受審した社会福祉施設・事業所の評価結果を公表しています。

◇社会的養護関係施設第三者評価 3件

【児童養護施設】福岡子供の家、【乳児院】福岡乳児院、【母子生活支援施設】室見寮

社会的養護関係施設第三者評価の評価結果は、下記のHPで確認できます。

- ・全国社会福祉協議会（全国推進組織）HP <http://www.shakyo-hyouka.net/>
- ・福岡県福祉サービス第三者評価推進機構HP <http://www.fsw.or.jp/hyoka/top.html>

◇福祉サービス第三者評価 10件

【保育所】城の原保育園、壱岐保育園、久留米市 江南保育園、福岡市立 馬出保育所

【障害児・者施設】カーサ陽だまりの里、菊池園、自立援助局 福岡視力障害センター、恵光園こどもの家、ガーデンハウスまぐら、ガーデンハウス恵光

高齢者・障害者・児童など各福祉サービス（社会的養護関係施設を除く）の第三者評価受審は、義務ではなく自発的に取り組むことに意義があります。利用者の皆様に安心して質の高い福祉サービスを利用いただくために、積極的な受審をお願いいたします。

福岡県福祉サービス第三者評価の評価結果は、下記のHPで確認できます。

- ・福岡県福祉サービス第三者評価推進機構HP <http://www.fsw.or.jp/hyoka/top.html>

●受審の申込については、下記評価機関へ直接お問い合わせください。

- ・公益社団法人福岡県社会福祉士会 ☎ 092-483-2944
- ・特定非営利活動法人医療・福祉ネットワークせいわ ☎ 0952-41-6522
- ・特定非営利活動法人北九州シーダブル協会 ☎ 093-582-0294
- ・公益社団法人福岡県介護福祉士会 ☎ 092-474-7015

●問い合わせ先 福岡県福祉サービス第三者評価推進機構事務局

- ・福岡県社会福祉協議会 施設福祉部 評価推進課 ☎ 092-584-3610

平成28年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために



ホームページでも内容を紹介しています
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

（賠償責任保険、財産総合保険）

① 基本補償（賠償・見舞費用）

保険期間1年

▶補償金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)

定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

基本補償(A型)
保険料

+

【見舞費用加算】
定員1名あたり
入所：1,300円
通所：1,390円

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●施設の医療事故補償
- オプション3 ●借用不動産賠償事故補償

② 個人情報漏えい対応補償

③ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

（普通傷害保険）

① 入所型施設利用者の傷害事故補償

② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年 年齢別A組

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
①入所型施設利用者	1,310円
②通所型施設利用者	990円

③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

プラン3 施設職員の補償

（労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険）

① 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間1年 年齢別A組

▶補償金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員の 1名1口あたり	3円(1日あたり) 780円(生年：満5日勤務の場合)

① 施設職員の労災上乗せ補償

●オプション新設：使用者賠償責任補償

② 施設職員の感染症罹患事故補償

プラン4 社会福祉法人役員の補償

（賠償責任保険）

保険期間1年

社会福祉法人役員の賠償責任補償

▶補償金額	A型	B型	C型
賠償責任	5,000万円	1億円	3億円

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「財産総合保険」です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事 保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課
TEL：03(3593)6824
受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区麹町3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763